

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成 28 年 1 月
中日信用金庫

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されます。

この改正により、法人のお客さまにつきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払する預金利息から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さまは、変更ございません。

○対象となる預金

当金庫で利子割廃止の対象となる預金は以下のとおりです。

- (1) 普通預金
- (2) 通知預金
- (3) 納税準備預金（租税以外の目的で払戻した場合のみ）
- (4) 定期積金
- (5) 定期預金

○税率

平成 27 年 12 月 31 日お支払分まで	平成 28 年 1 月 1 日以降のお支払分
20.315% (内訳) 国税 15.315%*+地方税 5%	15.315% (内訳) 国税 15.315%*のみ

※上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは復興特別所得税が課されており、国税 15.315%を源泉徴収いたします。

○ご注意

- ・最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認ください。また、お問い合わせください。
- ・個別具体的なケースに係る税務上の取扱いにつきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

以上